

専決処分報告（調停）

令和8年（2026年）2月12日提出

札幌市長 秋 元 克 広

市長において、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

記

本市は、市営住宅の滞納家賃に係る未払賃料請求調停事件7件について、次のとおり調停に合意する。

番号	専決処分年月日 事 件 名	相 手 方	調 停 の 概 要
1	令和7年10月15日 札幌簡易裁判所 令和7年(ユ)第90号 未払賃料請求調停事件	手稲区宮の 沢団地の入 居者	(1) 相手方は、本市に対し、市営住宅に係る滞納家賃及びこれに対する延滞金の合計462,700円を今後分割して令和10年9月末日までに支払う。 (2) 相手方が(1)の分割支払又は今後の家賃の支払をそれぞれ通算して3回以上怠ったときは、 ア 相手方は、(1)の滞納家賃等の残額を直ちに支払う。 イ 本市は、相手方に対し、市営住宅の賃貸借契約を解除することができる。 (3) (2)により市営住宅の賃貸借契約が解除された場合には、相手方は、直ちにこれを明け渡す。

番 号	専決処分年月日 事 件 名	相 手 方	調 停 の 概 要
2	令和7年10月15日 札幌簡易裁判所 令和7年(ユ)第91号 未払賃料請求調停事 件	東区光星団 地の入居者	1 相手方は、本市に対し、市営住宅に係 る滞納家賃及びこれに対する延滞金の合 計412,000円を今後分割して令和11年4 月末日までに支払う。 2 1の(2)に同じ。 3 1の(3)に同じ。
3	令和7年10月16日 札幌簡易裁判所 令和7年(ユ)第95号 未払賃料請求調停事 件	東区東雁来 団地の入居 者	1 相手方は、本市に対し、市営住宅に係 る滞納家賃及びこれに対する延滞金の合 計370,200円を今後分割して令和9年10 月末日までに支払う。 2 1の(2)に同じ。 3 1の(3)に同じ。
4	令和7年10月16日 札幌簡易裁判所 令和7年(ユ)第96号 未払賃料請求調停事 件	東区東雁来 団地の入居 者	1 相手方は、本市に対し、市営住宅に係 る滞納家賃及びこれに対する延滞金の合 計339,000円を今後分割して令和8年10 月末日までに支払う。 2 1の(2)に同じ。 3 1の(3)に同じ。
5	令和7年10月20日 札幌簡易裁判所 令和7年(ユ)第93号 未払賃料請求調停事 件	南区藤野団 地の入居者	1 相手方は、本市に対し、市営住宅に係 る滞納家賃及びこれに対する延滞金の合 計70,700円を今後分割して令和9年11月 末日までに支払う。 2 1の(2)に同じ。 3 1の(3)に同じ。

番号	専決処分年月日 事 件 名	相 手 方	調 停 の 概 要
6	令和7年11月25日 札幌簡易裁判所 令和7年(ユ)第92号 未払賃料請求調停事件	北区屯田西 団地の入居 者	1 相手方は、本市に対し、市営住宅に係る滞納家賃及びこれに対する延滞金の合計361,300円を今後分割して令和10年11月末日までに支払う。 2 1の(2)に同じ。 3 1の(3)に同じ。
7	令和7年12月15日 札幌簡易裁判所 令和7年(ユ)第119号 未払賃料請求調停事件	厚別区もみ じ台団地の 入居者	1 相手方は、本市に対し、市営住宅に係る滞納家賃及びこれに対する延滞金の合計175,400円を今後分割して令和10年11月末日までに支払う。 2 1の(2)に同じ。 3 1の(3)に同じ。